

令和8年2月9日

本学に出願・入学予定の皆さまへ

「こども性暴力防止法（通称）」の施行に伴う実習に関する対応について

静岡文化芸術大学

学校や保育所等に在籍する児童生徒等の安全と権利を守るため、令和6年6月に「こども性暴力防止法（正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」。以下、「法」という。）」が制定され、令和8年12月25日に施行となる予定です。

この法により、教育・保育等に携わる者（教員、保育士、実習生など）について、特定性犯罪前科の有無を確認する制度（犯罪事実確認）が導入されます。これに伴い、学外での実習に参加する学生にも影響が生じる可能性があります。

については、本学では、以下のとおり対応しますので、ご承知おきください。

記

1 対象学生

- ・教職課程を履修する者
- ・日本語教員養成課程を履修する者

2 本学の対応

① 実習前の犯罪事実確認について

法の施行日以降、教職課程や日本語教員養成課程での実習に参加する学生に対して、実習を行う前に、法に基づく犯罪事実の確認が行われる可能性があります。この手続きにおいて、特定性犯罪前科が確認された場合、実習に参加することはできません。

② 実習に参加できない場合の影響について

教職課程の実習に参加できない場合、原則として教員免許状の取得要件を満たすことができません。また、日本語教員養成課程の実習に参加できない場合、日本語教員養成課程の修了要件を満たすことはできません。

③ 入学後の対応について

本学では、教育課程の実習または日本語教員養成課程の実習に参加する予定のある学生に対し、法の趣旨を理解していただくため、同意書（犯罪事実確認に関する同意）および誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）の提出をお願いする予定です。

本学の教職課程または日本語教員養成課程の履修を希望される方は、上記内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討ください。

問合せ先

教務・学生室 053-457-6114